

## 滋賀県サッカー協会 2014年度フットサル社会人リーグ戦 大会要項

1. 主催 (公社) 滋賀県サッカー協会
  2. 主管 滋賀県FAフットサル連盟
  3. チーム加盟 (1) 次の条件を満たすチームのみ、加盟を認める。
    - ① (財) 日本サッカー協会のフットサル個人登録の手続きを済ませた選手6名以上で構成されていること。
    - ② 選手は他のチームと重複していない、年齢18歳以上の者とする。
    - ③ 外国人籍登録選手は3名以内とする。
    - ④ 3名以上のフットサル登録審判員がいること。(2) 加盟希望のチームは、締め切り期限内に以下の手続きをすること。
    - ① 滋賀県FAフットサル連盟加盟申請書およびフットサル大会登録票の提出
    - ② チーム登録費の納入
  4. リーグ編成 (1) リーグの編成は以下のとおりとする。
    - 1部リーグと2部リーグで構成する。(2) 各リーグのチーム入れ替えは、前年度の1部下位1チームが自動降格。
    - 2部上位1チームが自動昇格とする。1部9位と2部3位、及び1部10位と2部2位チームは1回戦の入替戦を行う。

入替戦において引き分けの場合は、上位リーグの残留とする。

入替戦の参加費は、1部、2部共に1万円とする。これは、別に会場及び審判への支払いに充当する
- ※関西リーグへの昇格及び次年度脱退チームが出た場合には、運営委員会で協議し決定する。
- (3) 新規チームが加盟した時は、2部に所属する。

5. ユニフォーム等
- (1) 加盟チームは、フィールドプレーヤー用とゴールキーパー用それぞれ2着のユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）を準備すること。  
ただし、所定の『加盟申請用紙』により事前に登録を完了し、リーグ運営委員会が承認したものに限り。
  - (2) (公社) 日本サッカー協会「ユニフォーム規定」に準ずること。  
県リーグにおいては背番号の規制はしない。但し、1番～99番に限る。
  - (3) 靴は室内用とし、底の接地面が白色または飴色のものを可とし、  
黒色（一部の黒も含む）およびイボイボのものは不可とする。
6. 競技方法
- (1) 1部は年間で総当たりリーグ1回戦を行う。試合時間は20分－10分－20分のプレイングタイムとする。同点の場合、延長戦は行わない。
  - (2) 2部は年間で総当たりリーグ1回戦を行う。試合時間は20分－5分－20分のプレイングタイムとする。同点の場合、延長戦は行わない。
  - (3) 1部、2部とも年間の通算成績をもとに、以下により順位決定する。
    - ①勝点    ②得失点差    ③総得点同勝点の場合は、以下によりその順位を決定する。
    - ①当該チームの対戦成績    ②当該チームの得失点差
    - ③当該チームの総得点    ④抽選
  - (4) 勝点は、勝ち（3点）、引き分け（1点）、負け（0点）とする。
7. 規 律
- (1) 1部、2部ともに、警告を累積2回受けた選手は、自動的に次の1試合は出場停止とする。その通知は、試合後また後日メールにて行う。
  - (2) 退場処分を受けた選手は、自動的に次の1試合は出場停止とし、その他はFA連盟規律委員会にてその処罰を決定する。  
決定内容は、チームにメールにて通知する。
  - (3) 退席処分を受けたチーム役員は、FA連盟規律委員会にてその処罰を決定する。  
決定内容は、チームにメールにて通知する。

8. 選手・役員
- (1) 選手は、キックオフ時に3名に満たない場合は棄権扱いとする。
  - (2) ピッチレベルに用意されたベンチには、『メンバー提出用紙』に記載されたチーム役員4名、並びに交代選手9名が着席できる。

9. 棄権
- 1部、2部ともに棄権試合に関しては原則として5万円の罰金を課すものとし、対象試合の結果を「0対5」とする。
- また、2回の棄権があった場合は、規律委員会にて審議をし、処分を決定する。

10. その他
- (1) 試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は、当該チームにおいて弁済するものとする。併せて、場外で、負傷が発生した場合は、当該チームが処置する事。スポーツ安全保険またはそれ同様の保険に各チームで加入することを勧める（義務付けはしない）。
  - (2) 1部の優勝チームは関西リーグへのチャレンジ権を与える。
  - (3) 加盟チームは全日本フットサル選手権の県予選に参加する権利を有する。
  - (4) 加盟チームから全国選抜大会に参加する選手を選抜する。
  - (5) 連盟よりの通達に関しては、全てEメールにて行う。各チーム、代表者のメールアドレスまたはチーム代表とするメールアドレスを連盟に届出する。
- 基本的に、郵便、FAXによるやり取りは行わない。